

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年1月3日 09時50分ごろ
発生場所	愛媛県今治市 ^{いかだ} 梶磯南方沖 梶磯灯標から真方位182° 300m付近 (概位 北緯34° 08.6′ 東経132° 56.1′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ほくおう} 北王丸は、北東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年1月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 北王丸、3.1トン EH3-24262（漁船登録番号）、個人所有 第281-23752号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ軸及びプロペラ翼に曲損、ブラケットに折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.7m、潮汐 上げ潮の末期、潮流 南流約9.3ノット(kn)（来島海峡）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族1人を乗せ、来島海峡付近の釣り場に向かう目的で、船長が今治市大角鼻^{おおすみ}北方沖を航行しようと思ひ、約5～8knの対地速力で手動操舵により梶磯南方沖を北北東進した。</p> <p>本船は、平成30年1月3日09時49分ごろ針路を転じて北東進中、船長が、ふと水面を見たところ、浅瀬があることに気付き、減速したのち機関を停止したものの、09時50分ごろ潮流に流されて梶磯南方沖の浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.3mであった。</p> <p>船長は、本船に設置されたGPSプロッターを見ておらず、また、梶磯南方沖を航行するのが初めてであり、針路上に浅瀬があると思っていなかった。</p> <p>船長は、事前にGPSプロッターで目的地までの航路上にある浅瀬等の障害物の有無を確かめていなかった。</p>
分析	本船は、梶磯南方沖を北東進中、船長が本件浅瀬の存在を知らなかったことから、本件浅瀬に接近し、本件浅瀬の存在に気付いて機関を停止した際、潮流に流されて本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、梶磯南方沖を北東進中、船長が本件浅瀬の存在

	<p>を知らなかったため、本件浅瀬に接近し、本件浅瀬の存在に気付いて機関を停止した際、潮流に流されて本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 航行予定海域付近の潮流を確認するとともに、あらかじめGPSプロッターで航路上の障害物の有無を確認しておくこと。・ GPSプロッターに避険線などを設定しておくことが望ましい。